

令和6年 死亡災害発生事例

(令和6年6月30日集計 「脳・心臓疾患」、「精神障害」、「新型コロナウイルス感染症」に係るもの及び調査中のものは除く)

埼玉労働局

番号	発生月	発生時間帯	業種	事業場規模	被災者年齢層	災害発生のあらし	事故の型	起因物
1	1月	10時	陸上貨物運送事業	10～49人	40～44歳代	高速道路を大型トラックで走行中、混雑で低速走行中の大型バスに追突したものの。	交通事故	トラック
2	1月	10時	建設業 (土木)	1～9人	65～69歳代	道路(公道)端部に埋設された集積柵の清掃作業後、同柵のふたを閉じる準備作業を行っていたところ、同僚の運転する車両に轢かれたもの。	交通事故	トラック
3	2月	14時	建設業 (土木)	1～9人	20～24歳代	立木の伐倒作業において、自ら伐倒していた立木が裂け、激突されたもの。	激突され	立木等
4	2月	5時	廃棄物処理業	50～99人	40～44歳代	フォークリフトを運転して、フレコンバッグに詰められた荷を吊り上げ、運搬していたところ、同フォークリフトが横転し、下敷きとなったもの。	転倒	フォークリフト
5	2月	14時	建設業 (土木)	10～49人	40～44歳代	敷地内の舗装面を均すため、整地用機械を使用していた被災者が、重機の操作をしながら、重機とともに後進した際に、重機とプラットフォームに挟まれたもの。	はさまれ、巻き込まれ	整地・運搬・積み込み用機械
6	3月	11時	社会福祉施設	1～9人	85～89歳代	施設の通用口の前段差のあるところから道路上に落ち、頭部を打ち付けたもの。	墜落・転落	建築物・構築物
7	4月	14時	製造業	300人～	50～54歳代	作動不良となった装置を修理するため、電源は切り、装置のエアシリンダー部にあるロックピンを取り外したところ、エアシリンダーが動き、装置の構造部分に頭部が挟まれたもの。	はさまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械

番号	発生月	発生時間帯	業種	事業場規模	被災者年齢層	災害発生のあらし	事故の型	起因物
8	5月	15時	建設業 (土木)	1～9人	20～24歳代	被災者がドラグショベルの車体後部で倒れているのを発見されたもの。発見された際、ドラグショベルのエンジンはついた状態であった。	はさまれ、 巻き込まれ	掘削用機械
9	5月	9時	その他の卸売業	10～49人	50～54歳代	首都高速道路を走行中に渋滞で最後尾に停車していたところ、大型トラックに追突されたもの。	交通事故	トラック
10	5月	9時	その他の事業	50～99人	20～24歳代	中型トラックを運転し、高速道路を走行中、第1車線に渋滞で停車していた大型トレーラーに追突し、同日死亡したもの。	交通事故	トラック
11	5月	9時	建設業 (土木)	1～9人	75～79歳代	橋脚の工事において、クレーン機能付きドラグショベルを用いて、材料を吊り上げ、回転させたところ、台船上から重機ごと川へ転落したもの。	墜落・転落	移動式クレーン
12	6月	14時	建設業 (その他)	1～9人	20～24歳代	作業のため、屋根上を歩き移動したところ、高さ約8mのガラス製の天窗を踏み抜き、墜落したもの。 災害発生時、被災者は保護帽及び墜落制止用器具を着用していなかった。	墜落・転落	屋根、梁
13	6月	14時	建設業 (土木)	1～9人	50～54歳代	河川工事に伴う伐採作業において、伐木した木が「かかり木」となった。被災者は、かかられた木の伐木作業を行っていたところ、かかられた木が被災者のいる方向に倒れてきて下敷きになったもの。	激突され	立木等